



平成 19 年 2 月 22 日

各 位

会社名 大和重工株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 保昭
(コード番号 5610 東証 2 部)
問合せ先 取締役経営企画部経理グループ部長
楠 博文
(TEL : 082-814-2101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の当社第 123 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
- ①単元未満株式について行使できる権利を明確にするものであります(変更案第 10 条)。
 - ②株主総会の円滑な運営を図るため、議決権代理行使における代理人の人数を定めるものであります(変更案第 17 条第 1 項)。
 - ③株主の皆様の利便性の向上と迅速開示に資するため、株主総会参考書類等の一部についてインターネットで開示することができる旨を新設するものであります(変更案第 19 条)。
 - ④取締役および監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるように取締役会の決議により、損害賠償責任を一部免除することができる旨を定める規定を新設するものであります(変更案第 30 条第 1 項および第 41 条第 1 項)。なお、変更案第 30 条第 1 項につきましては、監査役全員の同意を得ております。
 - ⑤社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結できるよう規定を新設することにより、社外取締役および社外監査役に優秀な人材を確保し、業務・監査体制の一層の充実を図るものであります(変更案第 30 条第 2 項および第 41 条第 2 項)。なお、変更案第 30 条第 2 項につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (2) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、当会社の定款には、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人に関する機関の設置、株券を発行する旨および株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされております。これに伴い、条文の新設、文言の整理等、所要の変更を行うものであります(変更案第 4 条、第 7 条および第 11 条)。
- (3) その他旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正等を行うとともに、条数の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 19 年 3 月 29 日(予定)

定款変更の効力発生予定日 平成 19 年 3 月 29 日(予定)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当会社は大和重工株式会社と称する。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当会社は、<u>大和重工株式会社</u>と称する。</p> <p><u>(目 的)</u></p> <p>第 2 条 <u>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p><u>(1) 各種鋳物の製造、諸機械の製作修理加工</u></p> <p><u>工</u></p> <p><u>(2) 鉄鋼構築物及び器物の製造修理加工</u></p> <p><u>(3) プラスチック器物の製造</u></p> <p><u>(4) 物品の売買</u></p> <p><u>(5) 石膏製品の製造、販売並びにレンタル、リース</u></p> <p><u>(6) 浄水装置、廃水処理装置、給水装置の設計、製作、販売並びにレンタル、リース</u></p> <p><u>(7) ゴルフ用品の製造、販売</u></p> <p><u>(8) 土木・建築に関する工事の設計、施工、請負並びにこれらに属する技術指導</u></p> <p><u>(9) 有価証券の所有並びに当会社と関係ある事業に投資</u></p> <p><u>(10) 土地を利用して収益を得る事業</u></p> <p><u>(11) 電気通信事業法に基づく電気通信事業の代理店業</u></p> <p><u>(12) 損害保険代理業</u></p> <p><u>(13) 前各号に関連する附帯事業</u></p>

現行定款	変更案
<p>(所在地)</p> <p>第2条 当社は本店を広島市に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>各種鋳物の製造、諸機械の製作修理加工</u> 2. <u>鉄鋼構築物及び器物の製造修理加工</u> 3. <u>プラスチック器物の製造</u> 4. <u>物品の売買</u> 5. <u>石膏製品の製造、販売並びにレンタル、リース</u> 6. <u>浄水装置、廃水処理装置、給水装置の設計、製作、販売並びにレンタル、リース</u> 7. <u>ゴルフ用品の製造、販売</u> 8. <u>土木・建築に関する工事の設計、施工、請負並びにこれらに属する技術指導</u> 9. <u>有価証券の所有並びに当会社と関係ある事業に投資</u> 10. <u>土地を利用して収益を得る事業</u> 11. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業の代理店業</u> 12. <u>損害保険代理業</u> 13. <u>前各号に関連する附帯事業</u> <p>(新設)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、<u>本店</u>を広島市に置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は官報に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式及び株主</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は4,000万株とする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの<u>かぎり</u>ではない。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>官報</u>に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,000</u>万株とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(削除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式</u>(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの<u>限り</u>ではない。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)並びに株券喪失登録簿は<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱手続き及びその手数料については、<u>取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、<u>次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>(基準日)</u></p> <p>第 10 条 当社は毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p><u>前項その他定款に定めのある場合の外、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>(総会の時期)</u></p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は毎年 3 月に之を開き、臨時株主総会は必要に応じて之を招集する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(総会の招集者及び議長)</u></p> <p>第 12 条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役会の決議によって取締役社長が招集しその議長となる。</u></p> <p><u>取締役社長に事故あるときは取締役会の決議によって予め定めた順位により他の取締役が之に当る。</u></p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>(株主総会の招集)</u></p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに<u>随時これを招集する。</u></p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</p> <p><u>(招集権者および議長)</u></p> <p>第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 総会の決議は法令に別段の定めがある場合の<u>外出席した株主の議決権の過半数を以て之を為す。</u></p> <p><u>商法第 343 条に定める特別決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって之を為す。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。</p> <p><u>前項の株主又は代理人は委任状を当会社に差出さなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 15 条 総会の議事の経過の要領及びその結果はこれを議事録に記載し議長並に出席した取締役が之に記名押印する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 18 条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 19 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数及び任期)</p> <p>第16条 当社は11名以内の取締役を置く。 <u>取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時総会終結の時までとする。</u> <u>補欠により就任した取締役の任期は前任者の残任期間とし、増員により就任した取締役の任期は現任者の残任期間とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席した総会において、その議決権の過半数をもって之を決する。</u> 取締役の選任は累積投票によらない。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 当社を代表する取締役は、<u>取締役会の決議によって定める。</u> 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選任することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の<u>取締役は、11名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u> <u>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 19 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し<u>その議長</u>となる。</p> <p>取締役社長に事故あるときは取締役会の決議によって<u>予め定めた順位により</u>、他の取締役が<u>之に当る</u>。</p> <p><u>取締役会の招集は会日より3日前に各取締役及び各監査役に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは更に之を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 20 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し<u>その過半数を以て決する。ただし、その決議事項について利害関係のあるものは加えない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(議事録)</p> <p>第 21 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し出席した取締役及び監査役が之に記名押印する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬は株主総会で定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議を以って相談役及び顧問若干名を置くことができる。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第 31 条 取締役会の決議をもって相談役および顧問若干名を置くことができる。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="336 324 675 353">第5章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="240 421 501 450">(監査役の員数及び任期)</p> <p data-bbox="225 470 722 499">第24条 当社は4名以内の監査役を置く。</p> <p data-bbox="323 517 783 640">監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="323 658 783 734">補欠により就任した監査役の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p data-bbox="240 801 331 831">(選任)</p> <p data-bbox="225 851 783 1023">第25条 監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席した総会において、その議決権の過半数をもって之を決する。</p> <p data-bbox="225 1182 296 1211">(新設)</p> <p data-bbox="240 1520 379 1550">(常勤監査役)</p> <p data-bbox="225 1570 783 1646">第26条 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p data-bbox="906 324 1270 353">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="823 421 895 450">(員数)</p> <p data-bbox="807 470 1297 499">第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p data-bbox="823 801 943 831">(選任方法)</p> <p data-bbox="807 851 1326 880">第33条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="906 898 1366 1070">2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="823 1137 895 1167">(任期)</p> <p data-bbox="807 1187 1366 1310">第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="906 1328 1366 1451">2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="823 1520 991 1550">(常勤の監査役)</p> <p data-bbox="807 1570 1366 1646">第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第 27 条 監査役会の招集は会日より 3 日前に各監査役に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは更に之を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 28 条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を以て決する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 29 条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し出席した監査役が之に記名押印する。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第 30 条 監査役の報酬は株主総会で定める。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 39 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第31条 当社の営業年度は毎年1月1日から12月31日迄とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(利益配当金)</p> <p>第 32 条 <u>利益配当金は毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 33 条 当社は取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 34 条 <u>利益配当金又は中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されな</u>いときは、当社はその支払の義務を免れる<u>ものとする。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 45 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</p> <p><u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 46 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当を</u>することができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第 47 条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領され</u>ないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

以 上